

# 大口定期貯金の中途解約に関するご留意点

いるま野農業協同組合

大口定期貯金を中途解約される場合は、貯金規定に従い以下の通り利息を計算いたしますので、お申込みにあたっては内容をご理解いただいたうえ、お申込みいただきますようにお願い申し上げます。

解約時の金利情勢によっては利息が付かないことがありますので、ご注意ください。特に金利上昇局面では、利息が付かないケースが多くなります。

## 1. 中途解約時の適用利率

中途解約の際は預入時の約定利率は適用されず、次のA・Bにより計算した利率のうち、低い方の利率が中途解約利率として適用されます。(ただし、利率の下限は0%とします。)

A. 解約日までの預入期間に応じて定められている利率

※詳しくは3ページをご確認ください。

$$B. \text{ 約定利率 } - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

※「基準利率」とは、解約日にこの貯金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。

### <例>

1年もの大口定期（約定利率年0.025%、約定日数365日）をお預入れ後2ヶ月（61日）で解約する場合。

（解約日に残り10ヶ月（304日）間、新たに預入する場合に適用される利率を年0.250%とします。）

#### 【適用利率の算出】

①Aの算出結果は、0.200%（解約日における普通貯金利率）

②Bの算出結果は次のとおり

$$0.025 - \frac{(0.250 - 0.025) \times (365 \text{日} - 61 \text{日})}{61 \text{日}} = -1.096$$

(小数点第4位以下切り捨て)

※0%を下回っているので0%とします。

③AとBを比較するとBの方が低く、適用される利率は0%となります。

従いまして、この例では解約利息が付かないことになります。

## 2. お支払い済み中間払利息の清算

解約日までに中間払利息をお支払いしている場合は、前記1で算出した利率により算出した解約利息額から、既にお支払いした中間払利息の合計額を差し引いて、清算をします。

その際、解約利息額から中間払利息の合計額を引ききれない場合は、元金より差し引くため、解約時の支払額が元金を下回ることがありますので、ご了承願います。

ただし、支払い済みの中間払利息と合算すると元本を下回ることはできません。

### ＜例＞

元金1,000万円3年もの大口定期（約定利率年0.150%、約定日数1,095日）をお預入日から1年2ヶ月（426日）後に解約する場合。

（解約日に残り1年10ヶ月（669日）間、新たに預入するとした場合に適用される利率を年0.275%とします。）

また、お預入日から1年後に中間払利息として8,366円（税引後）お受け取りになっているとします。

#### 【適用利率の算出】

①Aの算出結果は0.105%（約定利率0.150% × 70%）

②Bの算出結果は次のとおり。

$$0.150 - \frac{(0.275 - 0.150) \times (1,095 \text{日} - 426 \text{日})}{426 \text{日}} = -0.046$$

（小数点第4位以下切り捨て）

※0%を下回っているので0%とします。

③AとBを比較するとBの方が低く、適用される利率は0%となります。

#### ◎解約利息額の算出

（1）元金1,000万円 × 中途解約利率0% × 426日 ÷ 365日 = 経過利息額0円（税引前）

（2）経過利息額0円（税引前） - 中間払利息額8,366円 = -8,366円（清算額）

（3）元金1,000万円 - 清算額8,366円 = 解約時お受取金額9,991,634円

※お支払い済み中間払利息（本例の場合8,366円）と解約金利息額（本例の場合0円）の差額（本例の場合8,366円）を元本から差し引いて清算しています。

解約時のお受け取り金額は元本を下回っていますが、お支払い済みの中間払利息を合計すると元本を下回りません。

（解約時お受取金額9,991,634円 + お支払い済み中間払利息8,366円 = 1,000万円）

大口定期の中途解約時のお取り扱いについて、ご不明な点などございましたら、お取引店へお問い合わせください。

本ご案内に記載されている計算例の利率、利息額等は一例であり、実際のお取引とは異なりますので、ご留意ください。

## &lt;大口定期貯金の中途解約時の取扱い（大口定期貯金商品概要説明書より）&gt;

満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の（1）および（2）の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

## (1) 次の預入期間に応じた利率

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

・6か月未満	解約日における普通貯金利率
・6か月以上1年未満	約定利率×50%
・1年以上3年未満	約定利率×70%

額面預入期間  
1ヶ月以上3年未満の場合

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

・6か月未満	解約日における普通貯金利率
・6か月以上1年未満	約定利率×40%
・1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
・1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
・2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
・2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
・3年以上4年未満	約定利率×90%

額面預入期間  
3年以上4年未満の場合

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合

・6か月未満	解約日における普通貯金利率
・6か月以上1年未満	約定利率×30%
・1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
・1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
・2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
・2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
・3年以上4年未満	約定利率×80%
・4年以上5年未満	約定利率×90%

額面預入期間  
4年以上5年以内の場合

## (2) 次の算式により計算した利率

(基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)

$$\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。

※大口定期貯金の利息計算方法は単利のみとなります。